

富山労働局職員の選考採用試験【係長級（一般職相当）】募集要項
（共通：職業安定行政）

富山労働局における労働行政に関する事務等の業務を担当する係長相当職員として、当該業務の実施に必要な能力等を有する民間企業等での業務の経験を有した方を下記により募集します。

記

1 職種

厚生労働省富山労働局の常勤職員（事務官（共通））

2 業務内容

富山労働局、公共職業安定所等における労働行政に関する事務等を行う係長相当職員の業務

3 募集人員

1 名

4 応募資格

(1) 以下の①及び②の条件を満たす方が応募できます。

① 大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及び採用日時点において、これらと同等以上の学力を有すると認められる者で、卒業後の年数として、以下を満たす方。

- ・大学を卒業した者 11 年以上
- ・短期大学及び高等専門学校を卒業した者 13 年以上
- ・高等学校を卒業した者 15 年以上

② 行政機関における一般行政事務等に関する経験や、民間企業において人事労務管理等に関する業務の経験を有する方。

(2) 以下に該当する方は応募できません。

① 日本国籍を有しない者。

② 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者。

・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者。

・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者。

・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者。

③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）。

- ④ 採用予定時期までに国家公務員法第 81 条の 6（定年による退職）及び附則第 8 条に該当する者（令和 8 年度における定年年齢は 62 歳）。

5 採用方法

選考による採用となります。

選考方法については、下記 12 を参照ください。

6 採用日

原則、令和 8 年 10 月 1 日を予定しています。

7 勤務地

富山労働局、公共職業安定所（ハローワーク）です。

おおむね 2 ～ 3 年程度で人事異動があり、異動範囲は富山県内となります。

8 勤務時間・休暇

勤務時間は 1 日 7 時間 45 分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付の上、学歴、職歴（助成金、雇用保険、労災保険業務等の労働行政関係に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください。）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 論文

課題：「現在の社会情勢の中でハローワークに求められている役割は何か。また、自身のこれまでの職務経験をハローワークの業務にどのように活かせるか。」

文字数：1,500～2,000 文字程度（400 字詰め原稿用紙で 5 枚程度）

(3) 応募先

以上の(1)及び(2)を封筒に同封し、富山労働局総務部総務課人事係宛て郵送（郵送の場合は必ず簡易書留で送付のこと。）又は持参してください。

宛て先は下記 13 のとおりです。

なお、不合格の場合、応募書類については、こちらで責任を持って破棄させていただきますのでご了承ください。

また、返却を希望される場合は、その旨を履歴書に赤字で記載してください。

11 応募期限

令和 8 年 7 月 31 日（金） 17 時必着です。

※ただし、応募者多数の場合、期限前に募集を終了させていただきますのでご留意ください。

12 選考方法

【第 1 次選考】

（選考内容）

職務経歴、論文による書類審査を行います。

※職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第 1 次選考通過者を決定します。

（選考通過者発表）

令和 8 年 8 月 10 日（月）発送予定です。

通過したか否かに関わらず全員に連絡いたします。

【第 2 次選考】

（選考内容）

人物試験（個別面接）

試験日は令和 8 年 8 月 27 日（木）に実施予定です。

（詳細な日時及び場所等については、第 1 次選考通過者宛てに通知します。）

（合格者発表）

令和 8 年 8 月 31 日（月）発送予定です。

可否に関わらず第 2 次選考の対象者に連絡いたします。

13 応募等に関する照会先

富山労働局総務部総務課人事係（担当：沙魚川、松井）

住所 富山県富山市神通本町 1 丁目 5 番 5 号 富山労働総合庁舎 5 階

電話 076-432-2727

給与等について

1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（基本給：26万円～35万円程度）。

2 条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。

※各手当は、毎年人事院勧告により改正されます。

【令和8年度】

扶養手当・・・扶養親族のある者に、子1人につき13,000円等

住居手当・・・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円

通勤手当・・・交通機関を利用している者等に運賃等相当額（1か月あたり最高150,000円）

期末手当・勤勉手当・・・1年間に俸給等の約4.65か月分（令和7年度実績）

※給与・諸手当については、根拠法令（一般職の職員の給与に関する法律、人事院規則等）の改訂があった場合、変更されることがあります。

※60歳以上の方は、給与法附則第8項の規定に基づき、俸給月額が7割水準となります。